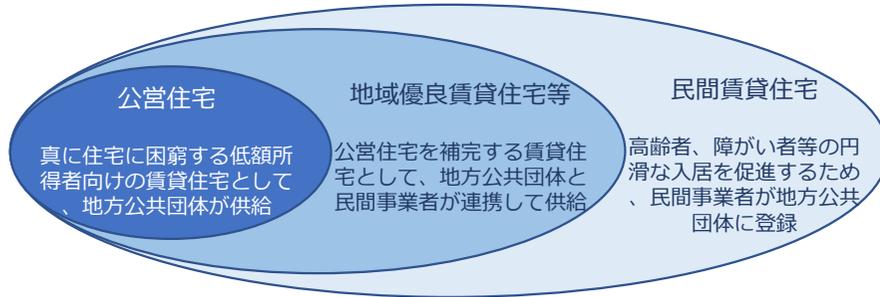


2 供給対象となる世帯等について

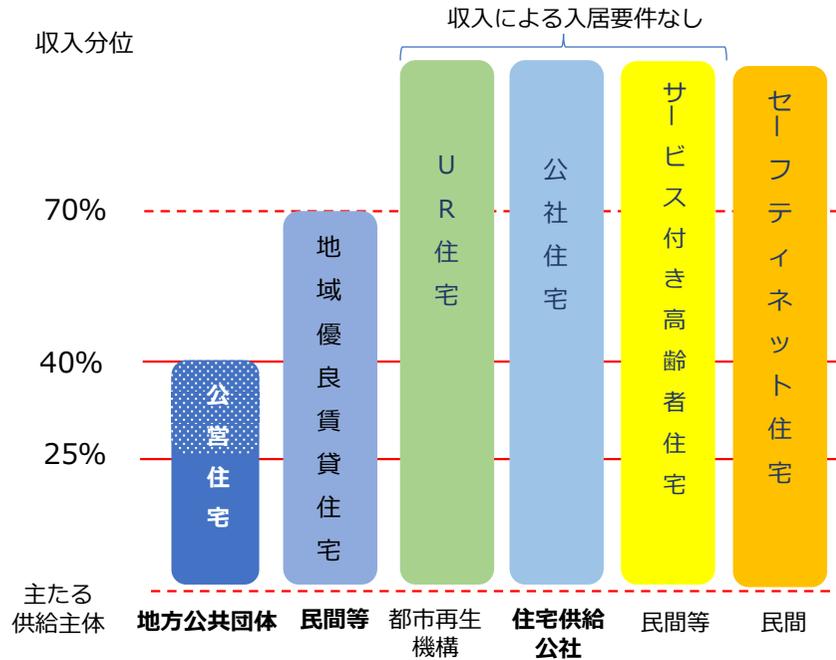
- ◆ セーフティーネット施策の状況
- ◆ 市町村アンケートの状況

住宅セーフティネット政策について（国土交通省資料抜粋）

住宅セーフティネットの構築



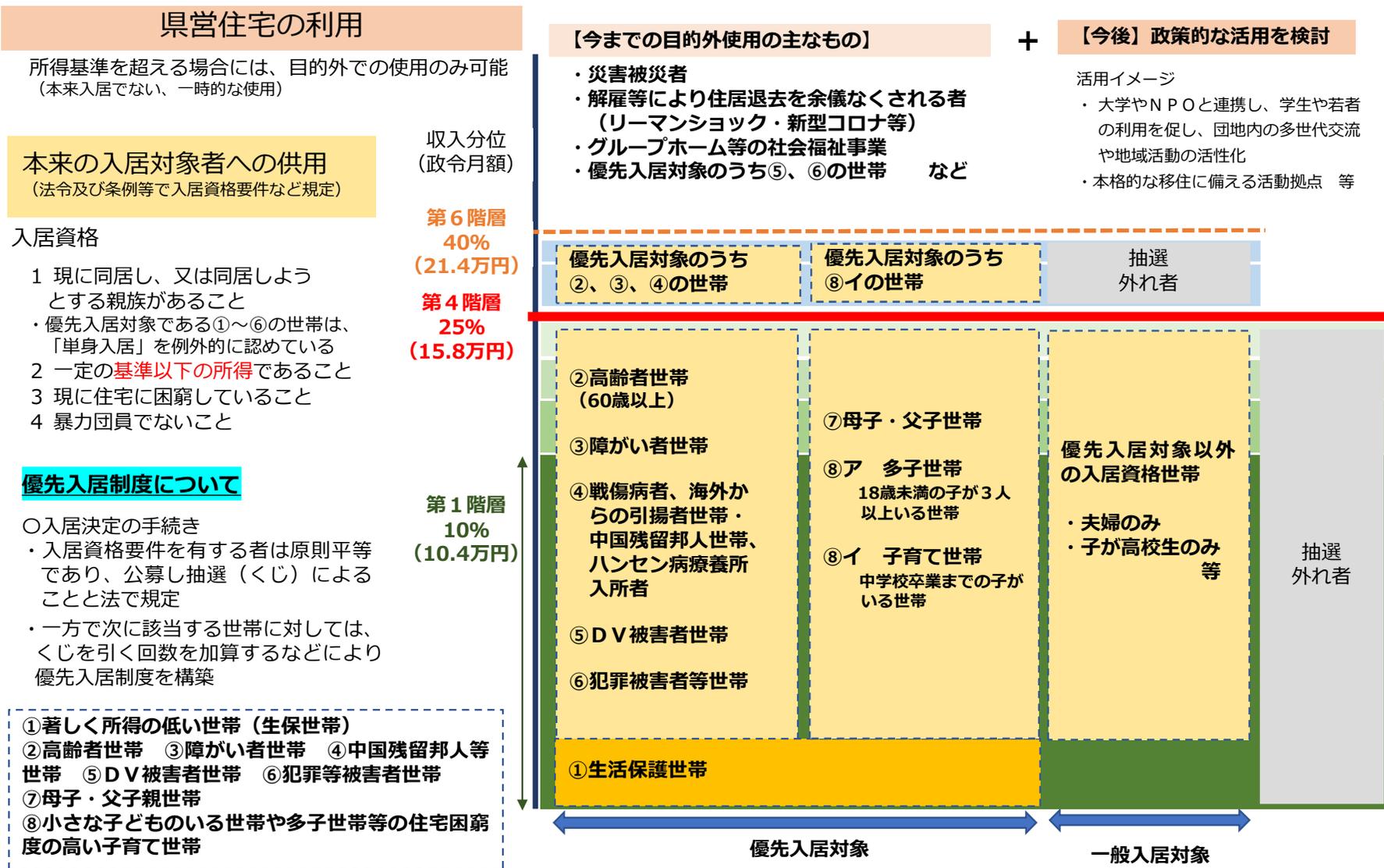
公的賃貸住宅の施策対象（収入分位別）



住宅確保要配慮者の範囲（長野県）

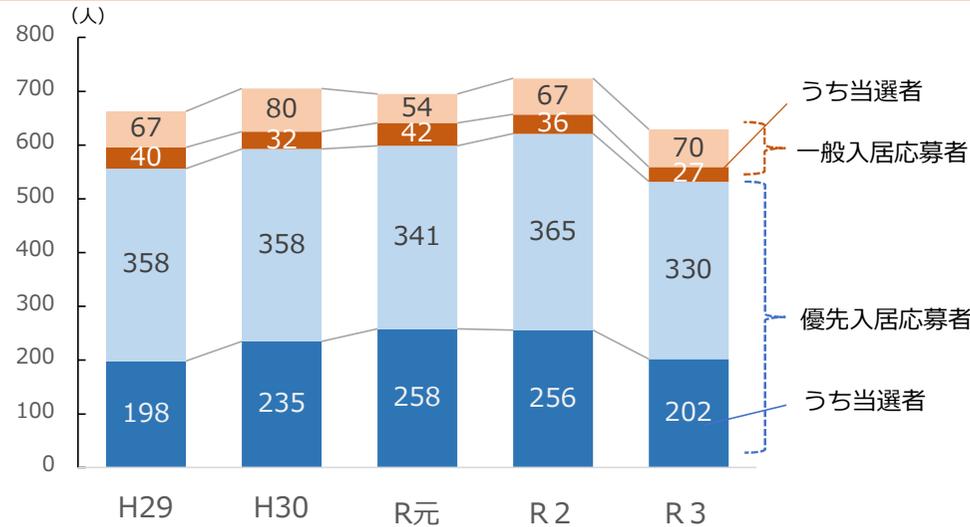
法で定める者 (法第2条第1項)	<ol style="list-style-type: none"> 1 低額所得者 2 被災者（発災日から起算して3年以内） 3 高齢者 4 障害者 5 子ども（18歳以下の者）を養育している者 6 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める者
省令で定める者 (施行規則第3条)	<ol style="list-style-type: none"> 1 日本の国籍を有しない者 2 中国残留邦人 3 児童虐待を受けた者 4 ハンセン病療養所入居者 5 DV被害者 6 北朝鮮拉致被害者 7 犯罪被害者 8 更生保護対象者 9 生活困窮者 10 東日本大震災の被災者 11 前各号に定める者のほか、都道府県計画及び市町村計画で定める者
長野県が独自に 計画で規定する者	<ol style="list-style-type: none"> 1 海外からの引揚者（引揚者給付金等支給法第3条の規定による厚生労働大臣の認定者） 2 新婚世帯（配偶者を得て5年以内の者） 3 原子爆弾被爆者（原子爆弾被爆者に対する養護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者） 4 戦傷病者（戦傷病者特別擁護法第2条第1項に規定する戦傷病者） 5 児童養護施設退所者（児童福祉法第41条に規定する児童福祉施設、同法第43条の2に規定する児童心理治療施設又は同法第44条に規定する児童養護施設を退所した者（又は退所しようとする者）並びに同法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業による支援を受けた者で、自立した生活を行っている（又は行う予定である）もの） 6 L G B T Qをはじめとする性的マイノリティ 7 U I J ターンによる転入者（県外に住所を有する者で県内に住所を変更しようとする者） 8 住宅確保要配慮者に対して必要な生活支援等を行う者（生活支援等のために施設や対象者の住宅等の近隣に居住する必要がある介護士、保育士等） 9 犯罪をした者等（再犯の防止等の推進に関する法律第2条第1項に規定する犯罪をした者又は非行少年若しくは非行少年であった者のうち、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院）を退所した者） 10 身元保証人を確保できない者

□ 県営住宅への優先入居制度について



□ 優先入居制度による入居状況について

統一募集期（10月入居・4月入居）における応募・当選状況



・新規入居申し込み者のうち優先入居対象者の割合は、8割以上（84%～86%程度で推移）

・優先入居対象者以外に入居は1割未満で推移

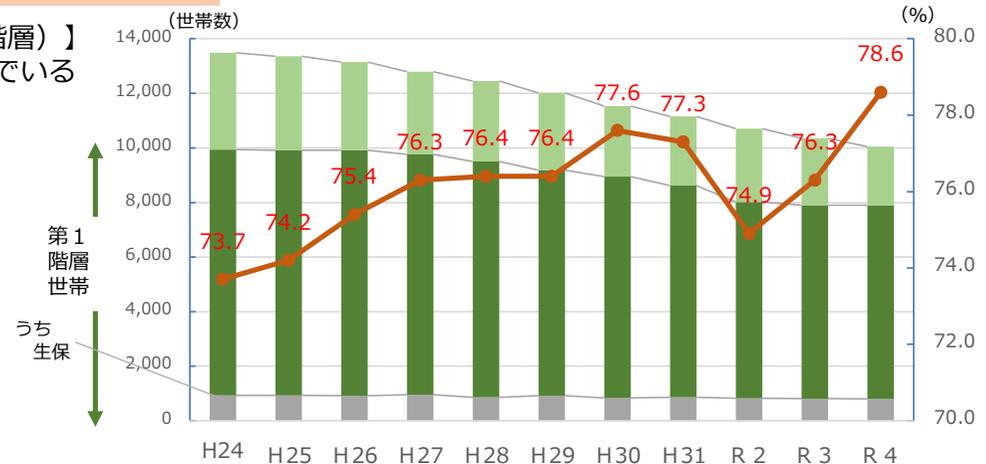
年度	優先当選	当選率	一般当選	当選率	応募者
H29	198	29.86	40	6.03	663
H30	235	33.33	32	4.54	705
R元	258	37.12	42	6.04	695
R2	256	35.36	36	4.97	724
R3	202	32.11	27	4.29	629

入居世帯の収入分位状況

・入居者のうち、特に所得が低い者【収入分位10%（第1階層）】の割合は、近年増加傾向にあり、入居者の低所得化が進んでいる

・生活保護世帯の入居割合は、7%前後で推移

	H29	H30	H31	R2	R3	R4	
入居世帯数	12,019	11,534	11,151	10,705	10,356	10,047	
内訳	第1階層（生活保護）	914	841	856	829	804	805
	その他の第1階層	8,267	8,105	7,763	7,194	7,097	7,096
	第1階層超	2,838	2,588	2,532	2,682	2,455	2,146



◆ 市町村アンケートの状況【入居者等の傾向】

□ 入居者・応募者の世帯属性等の傾向

◎ 公営住宅

- 平成30年度と令和4年度の応募状況を比較すると**単身高齢者は1.67倍**、**母子世帯は0.53倍**。また、平成30年度の応募者総数に対する割合は、単身高齢者が25.6%、母子世帯は22.1%、令和4年度の応募者総数に対する割合は、単身高齢者が45.9%、母子世帯は12.5%。
- 公営住宅・単独住宅：管理戸数1,780戸の内、約3割の548戸が政策空家である**新規入居は年間40戸程度と年々減少**しており、**高齢・単身の割合が上昇**。
- 公営住宅での5年前の入居状況と比較すると、**高齢単身が10%の増加が顕著**。
- 入居者数について 10年前と比較して、**入居者は3割近く減少**。**障がい者世帯、ひとり親世帯、外国人世帯が3割近く減少**し、高齢者世帯、障がい者世帯、ひとり親世帯、外国人世帯以外の世帯（以下、「**一般世帯**」という。）は**6割ほど減少**している一方で、**高齢者世帯にあつては5割ほど増加**。入居世帯の構成（各世帯の全体に占める割合）について 10年前と比較して、障がい者世帯、ひとり親世帯、外国人世帯の占める割合は横ばいであるが、高齢者世帯の占める割合は3割近く増加し、一般世帯の占める割合は2割近く減少。応募状況について、高齢者の応募が大半を占める状況。
- 平成30年度と令和4年度の入居世帯の状況と比較すると、**高齢者（60歳以上）が増加傾向（約3%）**。（単費住宅含む）
- 近年では、**高齢単身、ひとり親世帯等で約2割ほど増加傾向**。
- 4年前と比べ、**70歳以上の入居者の割合が7.9%増加**。
- 町内に住民票を置いている方からの入居申込が多いが、**町外からの応募者も増えている傾向**。
- 平成22年以降公営住宅・単費住宅の除却等があり単純に比較は出来ないが、平成22年と令和4年の公営住宅と単費住宅を合わせて比較すると**高齢単身が14（%）、母子・父子世帯が3（%）の増加。その他世帯は14（%）減少**。なお近年では募集しても応募がない時がある。令和4年度は5回募集し、募集期間中に応募があった回数は2回。ただし募集期間以外の随時募集で応募入居があった。
- 入居者の高齢化による、**高齢単身・高齢世帯の世帯数増加が顕著**で5年前の状況と比較すると1.6倍。一方、**ひとり親世帯や障がい者世帯の割合は一定数で推移**。
- 4年前の入居者状況と比較すると、**高齢単身が8%、ひとり親世帯が2%の増加傾向**。

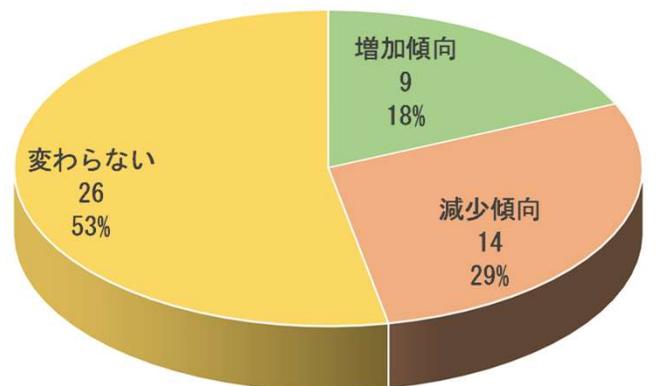
□ 入居者・応募者の世帯属性等の傾向

◎ 市町村単独住宅（公営住宅以外）

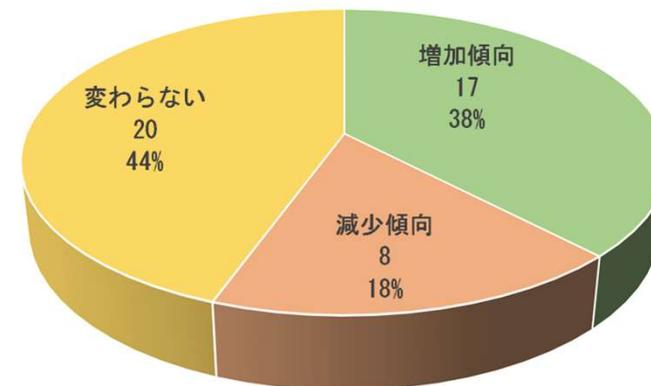
- 特定公共賃貸住宅については、平成30年度と令和4年度では入居戸数に増減はないが、**定住促進住宅については、平成30年度と令和4年度では、若年層の入居により、入居戸数が1.61倍。**
- 公営住宅・単独住宅：管理戸数1,780戸の内、約3割の548戸が政策空家。**新規入居は年間40戸程度と年々減少**しており、**高齢・単身の割合が上昇。**
- 募集停止につき該当なし。
- 入居者数及び入居世帯の構成について 公営住宅と同様に推移。応募状況について **一般世帯の申込みも若干あるが、ほぼ同様の傾向。**
- 平成30年度と令和4年度の入居世帯の状況と比較すると、**高齢者（60歳以上）が増加傾向（約3%）。**（公営住宅含む）
- 平成22年以降公営住宅・単費住宅の除却等があり単純に比較は出来ないが、平成22年と令和4年の公営住宅と単費住宅を合わせて比較すると**高齢単身が14（%）、母子・父子世帯が3（%）の増加**している。**その他世帯は14（%）減少。**なお、近年では募集しても応募がない時がある。令和4年度は5回募集し、募集期間中に応募があった回数は2回。ただし募集期間以外の随時募集で応募入居があった。
- **近年就労のために町外から転入し入居する単身者が増加。子育て世帯向け住宅は常に満室の状況が続いており、県外からの移住者も増加する傾向。**
- 近年の募集者状況では**県外からの移住希望者はほとんどいない。**

□ 市町村住宅への入居希望者の傾向

照会) 今後、貴市町村営住宅に入居を希望する者は、どんな傾向でしょうか。



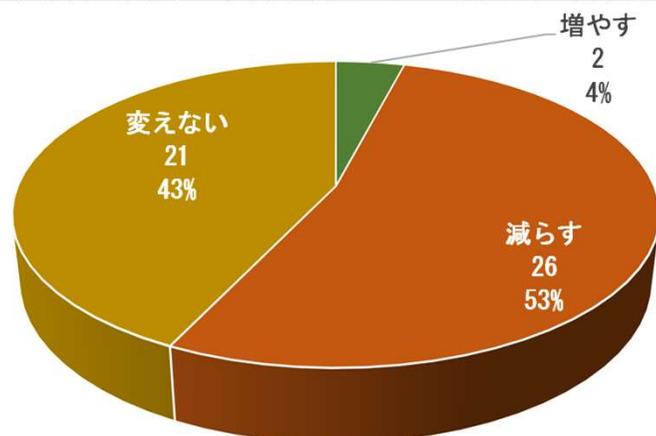
● 公営住宅



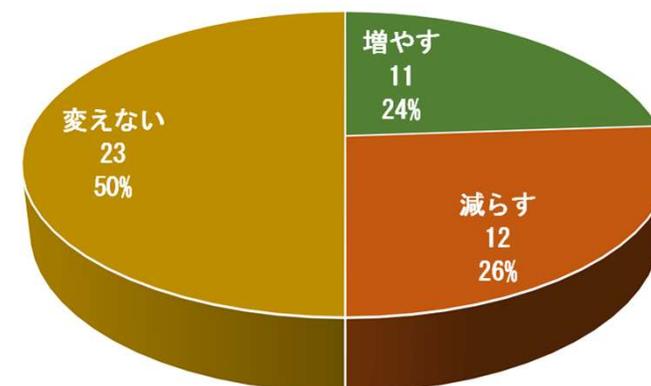
● 市町村単独住宅 (公営住宅以外)

□ 市町村住宅の管理戸数の見込み

照会) 今後、貴市町村営住宅の管理戸数を、どのように見込んでいますか。



● 公営住宅



● 市町村単独住宅 (公営住宅以外)

□ 住宅確保要配慮者（セーフティネット該当）を主体とした管理運営

◎ 意見

- 公営住宅は住宅確保要配慮世帯が増加傾向にある現状で、適切な供給を図る必要がある。「公営住宅は、今後、住宅確保要配慮者向けの管理運営が主体となる」との専門委員会の見込みについては、同様の考えである。
- これまでの状況から、住宅確保要配慮者向けの管理運営が求められると考える。
- これまでの状況から、住宅確保要配慮者向けの管理運営が求められると考える。
- 「今後、住宅確保要配慮者向けの管理運営が主体となる。」との認識に誤りがあるとは思わないが、重要な視点は、公営住宅等の役割の変化であると考え。住宅が不足し公営住宅を提供していた時代が終わり、現状は民間賃貸住宅が一般世帯を受け入れ、高齢者世帯、障がい者世帯やひとり親世帯の受け入れを避ける状況となった。そのため、公営住宅等へは高齢者世帯、障がい者世帯やひとり親世帯が入居し、終の棲家としての役割を担うようになった。
- これまでの状況から、住宅確保要配慮者向けの管理運営が求められると考える。
- 実際に、住宅確保要配慮者の割合がどのくらいあるのか、実態調査が必要と考えます。
- 今後、住宅確保要配慮者向けの管理運営がますます求められると考える。
- 住宅確保要配慮者向けの管理運営が求められると考える。
- 今年度見直しを行った公営住宅等長寿命化計画によると、将来の必要ストック数を推計した結果、当町では特定のニーズを有する住宅確保要配慮者世帯数に対して必要戸数を上回るストック数が確保されている。
- 高齢化がより一層進むものと思われ、それに伴い住宅確保要配慮者も増えるものと思われる。経済状況の顕著な回復が見込めない現状では低所得者への対応も必要と考える。専門委員会で見込んでおり、要配慮者をはじめとする者に対する福祉施策的な管理運営が主体となってゆくと思う。
- これまでの状況から、より緊急性の高い住宅確保要配慮者向けの管理運営が求められると考える

□ 住宅確保要配慮者（セーフティネット該当）を主体とした管理運営

◎ 課 題

- 「公営住宅を中心とした公的賃貸住宅」の供給の促進と「住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅」の円滑な入居の促進に向けての対応が求められ、住宅確保要配慮者の増加を想定した公営住宅のあり方や民間賃貸住宅の活用策の検討により、**重層的で柔軟な住宅セーフティネット制度の構築が必要**となってくる。さらに、住宅確保要配慮者の入居を主体として居住の安定を確保するためには、居住支援の施策を充実させる必要があり、入居可能な賃貸住宅の供給を促進するとともに、**入居後においては福祉と連携した生活支援策の充実も重要**になってくると思われる。
- **住宅確保要配慮者向けのハード整備が課題**となる。
- **住宅確保要配慮者向けのハード整備。**
- 受け入れる際の条件の緩和、手法や手段の簡素化などに視点が寄ってしまいがちになっているが、**入居した後の見守り体制や高齢者向けに住宅の機能を整える**など、入居者が充実した生活が送れるよう配慮していくことが重要と考える。民間賃貸住宅が一般世帯の受け入れに偏ることがなく、**一般世帯以外の受け入れが進むような方策や施策を整えていくことが必要**と考える。入居者の見守りや入院した際の支援をはじめ、死亡した場合の荷物の片付けに要する費用の補助、家賃の保証などを制度化し、公においても民においても**住宅確保要配慮者の受け入れに係るリスクを低減するための国の恒久的な支援**を望む。
- **既存公営住宅のバリアフリー化（エレベーターの設置（主に中耐）等）が課題**となる。
- **実態調査を把握したうえで、住宅確保要配慮者向けの管理運営の必要性を考えていきたい**と思います。
- **ハード整備には多額の予算が必要**となる
- **安心して入居できる住宅、各種支援体制の情報を提供するというマッチング支援が必要**と思われる。
- ハード整備における金銭的負担の増大。 **多岐に渡る入居者ニーズに対応する人員や予算の確保。** 民間セーフティネット住宅との兼ね合い。
- 住宅自体の老朽化に伴いハード面での整備も必須であると思うが、経済状況による生活支援などの**福祉支援サービスなどソフト面の整備も重要**であると思う。**住宅管理局のみでなく、福祉部門との連携強化も必要**と考える。
- 緊急性の高い住宅確保要配慮者向けの入居支援や生活支援など、**関係部局との協力体制の充実が課題**となる。